

国外財産調書と財産債務調書

1. はじめに

年末時点において5,000万円を超える国外財産を保有する方は、翌年3月15日までに「国外財産調書」の提出を求められるようになりました。

また、平成27年分の確定申告より、一定の基準を満たす個人に対し、保有する財産及び債務を記載した「財産債務調書」の提出が求められるようになりました。

2. 国外財産調書

国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（非永住者を除く）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方。

国外財産の価格

その年の12月31日における「時価」又は「見積価額」

提出期限

その年の翌年3月15日

国外財産調書への記載事項

提出者の氏名・住所、国外財産の種類、数量、価額、所在等。

罰則

国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

右記3の「財産債務調書」の提出が必要な方であっても、上記に該当する方は、「国外財産調書」の提出も必要になります。

3. 財産債務調書

財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方。

なお、国外転出特例対象財産とは有価証券等がこれに該当します。

財産の価額

その年の12月31日における「時価」又は「見積価額」

提出期限

その年の翌年3月15日

財産債務調書への記載事項

提出者の氏名・住所、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等。

4. 過少申告加算税等の軽減措置と加重措置

国外財産調書又は財産債務調書を提出した場合

上記書類を提出期限内に提出した場合には、所得税等又は相続税の申告漏れが生じたときであっても、申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について5%減額されます。

国外財産調書又は財産債務調書を提出しなかった場合

上記書類を提出期限内に提出しない場合又は提出期限内に提出された書類に記載すべき財産等の記載がない場合等に、所得税等の申告漏れが生じたときは、申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重されます。

過少申告加算税とは

過少申告加算税とは、修正申告をしたり、税務署から更正を受けた場合に納めた税金が不足した場合などにかかる税金です。過少申告加算税の金額は、新たに納めることとなった税金の10%又は15%になります。上記やによりこの税率が増減します。

詳しくは、A & Kパートナーズ税理士法人 秋山税理士事務所
(03-3702-7011)までお問い合わせ下さい。